

報第43号

専決処分報告について

(自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について)

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年(2023年)12月5日提出

柏崎市長 櫻井雅浩



専第18号

自動車事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市が自動車賃貸借契約に基づき賃借した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年（2023年）11月6日

柏崎市長 櫻井雅浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の工作物の被害総額（47,300円）のうち、100パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 47,300